

## 【船舶と陸地との間の交通等で指定されている交通場所】

外国往来船（機）と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合は、税関長が指定した場所（関税法施行令第22条第1項）を経由しなければなりません。その指定した場所以外の場所を経由する場合には、税関長の許可が必要です。（関税法第24条第1項）

また、交通が貨物の授受を目的とする場合には、税関長が指定した場所を経由する場合であっても、税関長の許可を受けなければなりません。（関税法第24条第2項）

今年7月に京浜港（横浜地区）において横浜税関長が新たに「指定した交通場所」を追加しました。

追加した交通場所は以下のとおりです。

- ・ 本牧ふ頭A4号
- ・ JX日鉱日石エネルギー（株）根岸製油所A栈橋（東・西）、B栈橋、C2～4栈橋、D1～4栈橋、E栈橋、H1～5栈橋、S栈橋、LPG1～2号栈橋
- ・ 日産自動車（株）本牧専用ふ頭1～2号
- ・ 鈴繁1～4号岸壁

京浜港横浜地区における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示

(昭和29年6月公示第1号 適用：昭和29年7月1日)

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

交通場所及び貨物の積卸場所	指定に係る条件
大棧橋ふ頭A～D岸壁 山下ふ頭2～10号岸壁 本牧ふ頭A1～A8号、B1～B4号、BC 突堤間1号、C5～C9号、D1～D5号 岸壁 南本牧ふ頭MC-1、MC-2号岸壁 大黒ふ頭C1～C4号、T1～T9号岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。 [積卸] 関税法第39条の規定による公告(昭和29年公示第9号)で定める貨物に限る。
大黒ふ頭L1～L8号、P1、P2号岸壁 本牧ふ頭 新建材1、2号岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
山下ふ頭、本牧ふ頭、大黒ふ頭のうち、 上記岸壁以外の指定保税地域内の岸壁又 は物揚場 (積卸に限る。)	[積卸] 関税法第39条の規定による公告(昭和29年公示第9号)で定める貨物に限る。
新港ふ頭5、8、9号岸壁	[積卸] 船用品及び託送品に限る。
金沢木材ふ頭岸壁 出田町ふ頭A～D岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
瑞穂ふ頭A～H岸壁	
横浜港通船発着所(大棧橋)	[交通] 京浜港川崎区扇島、京浜川崎シーバース及び東燃扇島シーバース(東・西)けい留船に出入する者を含む。 [積卸] 船用品及び託送品に限る。
大棧橋1号物揚場(積卸に限る。)	[積卸] 船用品に限る。
保税地域前面の岸壁又は物揚場(指定保税地域を除く。) (積卸に限る。)	[積卸] 当該保税地域に搬出入される貨物に限る。
JX日鉱日石エネルギー(株)根岸製油所 A 棧橋(東・西)、B棧橋、C2～4棧橋、D 1～4棧橋、E棧橋、H1～5棧橋、S棧橋、 LPG1～2号棧橋	[交通] 制限区域への出入に際しては、JX日鉱日石エネルギー(株)根岸製油所に設置された入出門ゲートを経由すること。
日産自動車(株)本牧専用ふ頭1～2号	[交通] 制限区域への出入に際しては、日産自動車(株)本牧専用ふ頭に設置された入出門ゲートを経由すること。
鈴繁1～4号岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、横浜倉庫(株)鈴繁埠頭に設置された入出門ゲートを経由すること。

注)

- ① 「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(SOLAS 条約を受けた国内法)の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。
- ② 「ゲート」とは、①に記載したフェンス等に港湾施設管理者が設置した制限区域への出入口をいう。